

会 議 記 録

令和8年度第9回香川県広域水道企業団水道事業等審議会を開催したので、次のとおり報告します。

会 議 名	令和8年度第9回香川県広域水道企業団水道事業等審議会
開 催 日 時	令和8年6月1日（月）10：00～11：30
開 催 場 所	香川県広域水道企業団 601・602 会議室
議 題	1 開会 2 本会の公開について 3 議題 (1) 香川県広域水道企業団水道事業等審議会の進め方について (2) 料金水準・料金体系について 4 閉会
資 料	別添のとおり
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出 席 者	会 長 安藤 茂 副会長 佐藤 裕弥 委 員 境 輝美 〃 土居 譲治 〃 三谷 朋幹 〃 持田 めぐみ 〃 森川 さち子 〃 吉田 秀典 〃 吉田 洋子 企業団 高木 孝征 〃 近藤 壽文 〃 穴吹 泰輔 〃 佐治 康弘 〃 福田 涼一 〃 木内 浩之 〃 石原 芳浩 〃 小笠原 克典 〃 古家 英治 〃 湯浅 泰三 〃 山本 真司

	// 遠藤 智義 // 野崎 峰範 // 山下 耕治 // 宮谷 遼大 // 正木 健作
傍 聴 者	傍聴申込み2名、受入れ2名
担 当 課 及 び 連 絡 先	香川県広域水道企業団 企画調整課 (087) 826-6112

会議の経過	
<p>1 開会</p> <p>副企業長が挨拶を行う。 事務局より会議の成立について報告する。</p> <p>2 本会の公開について</p> <p>本日の議題は公開とすることを決定する。 傍聴の申込みは2名、受入れ2名。</p> <p>審議開始の前に会長から、以下の発言がある。</p> <p>【会長】</p> <p>議事に入る前に、審議会会長として発言をさせていただきたい。</p> <p>1つ目に「統一料金のあり方」検討に当たっての基本的な考え方について、令和5年12月22日に開催された第2回審議会において「令和9年度末までは旧水道事業体の料金体系を用い、令和10年度に水道料金を統一する。」とともに、「水道料金の統一に当たっては、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。」こととされ、さらに「統一料金のあり方」を検討するにあたっては、次の点に留意することとされた。1つ目が「水道事業が持続可能な施設整備を行う。」、2つ目が「必要な料金水準の設定は中長期的な視点も考慮して行う。」、3つ目が「法制度等を踏まえた料金設定を行う。」である。したがって「料金統一料金のあり方」を検討するに際して、これらを踏まえたものとなっているかどうかを検証する必要がある。</p> <p>2つ目に「料金算定期間」について、本年3月10日開催の第8回審議会において「構成団体に第8回審議会の状況などについて説明をし、その場で意見を伺った上で、できれば次回の審議会（本日の審議会）で報告する。」とされ、本日の第9回審議会において後ほど事務局から説明があるが、「3年が良い、4年が良い、5年が良い、と一概に言えない」と意見はさまざまであった。</p>	

3 つ目に「料金体系」について、第 8 回審議会では「料金体系について 3 つの検討案」について事務局から説明があったが、各委員から出された意見を踏まえ、本日は「前回と同様の検討案 1」と「前回の検討案 3 に修正を加えた修正検討案 3」の 2 つの案が用意されている。

4 つ目に「料金算定期間と料金体系の比較検討」について、料金算定期間と料金体系に関する意見を踏まえ、今回の審議会においては、料金算定期間（3 案）と料金体系（2 案）を組み合わせた 6 つのケースについて、13 mm から 200 mm までの全てのメーター口径別に見た使用水量別料金や比率を示した分かりやすい資料の作成を事務局に対し依頼したところである。本日はこの資料も参照しながら、今後の水道料金のあり方について検討を深めたいと考えている。

5 つ目に「基本計画策定後の環境変化」について、令和 5 年 7 月 27 日付の当審議会に対する諮問書において、「人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、統一後の水道料金について、基本計画策定後の環境変化や平成 30 年の水道法改正の趣旨を的確に踏まえたものである必要があります。つきましては、令和 10 年度の水道料金統一に向け、本企業団の今後の水道料金のあり方について意見を求めます。」とされている。特に「基本計画策定後の環境変化」については、最近の物価や人件費の上昇、資材不足など、そして耐震化をはじめとした一層の基盤強化の要請などへの対応が課題となっている。一方、人件費及び物件費については、令和 7 年 11 月 17 日に開催された第 6 回審議会の資料 17 ページで、令和 10 年度からその後 10 年間の財政収支見通しにおいて、人件費及び物件費については「2%増/年」を見込んでいるが、現状では近い将来において人件費及び物件費については上方修正が必要となる可能性があり、また企業債の利率についても上昇する可能性がある。しかし、今回の料金統一・料金改定の検討においては、次期施設整備計画やそれに連動した財政収支見通しについて、最近の情勢を反映するためには一定の期間を要するとともに、料金体系や料金改定率などに影響が生じることから、本年秋に予定されている「今後の水道料金のあり方について」答申が行えなくなると考えられる。そのため、最近の情勢を反映した施設整備計画及びそれに連動した財政収支見通しの見直しについては、今回の料金統一・料金改定には反映しないこととしたい。この点について補足すると、一般には財政収支見通し等を踏まえると水道料金の改定が必要であると判断される場合においては、できるだけ早期に審議会の審議を経て速やかに、例えば、令和 10 年度を待たずに料金改定を行うこととなると考えられる。しかし香川県広域水道企業団においては、香川県水道広域化基本計画（平成 29 年 8 月策定）において、「国の交付金制度を活用する平成 39 年度（令和 9 年度）までは、旧水道事業体ごとに区分経理を行う。」こととされており、構成団体において令和 10 年度料金統一で合意していることを尊重すべきであると考えている。一方で、令和 10 年度の水道料金の統一、改定後においては、必要とされる施設整備等の進捗度や財政収支の状況などを

はじめ、水道事業経営が健全な水準であるかどうかを常に検証すべきであり、また、最近の環境変化を踏まえた上で、経営の健全性の確保などが困難であると判断される場合には、速やかな水道料金水準の見直しなどに努める必要があると考えている。なお、日本水道協会が令和7年2月に策定した水道料金算定要領では、「一定の算定期間をとって料金を定め又は改定した後、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。」とされている。

最後に6つ目として、「本日の審議会の審議」について水道料金の統一や改定は社会経済活動などに影響を及ぼすことから慎重かつ丁寧な審議が必要である。このため本審議会の委員や構成団体からの意見を踏まえた複数の案、すなわち「料金算定期間についての3つの案」と「料金体系についての2つの案」を組み合わせ合わせた合計6つの案について委員の皆様からご意見をお伺いしたいと考えている。そして、委員の皆様から出されたご意見を添えて、再度、事務局から構成団体に対して審議会の審議状況を説明し、構成団体の意見を聞いていただくようお願いしたい。このようなことから、本日の審議会においては、料金算定期間及び料金体系について、6つの案からどれか1つに絞り込むということはしないと考えている。

以上について、委員の皆様からご意見はあるか。

【委員A】

会長の冒頭発言の「基本計画策定後の変化」に関連して、質問させていただきたい。先日、新聞に香川用水大規模改築事業について今年度から18年かけて総事業費240億円で取り組むと掲載されていたが、これに要する事業費は、今回の統一料金の財政収支見込みに反映されているか。

【企業団】

本事業は令和8年から令和25年にかけて独立行政法人水資源機構が施行する香川用水施設改築事業の老朽化耐震対策事業であるが、総事業費が約240億円のうち当企業団では総額約60億円の費用を負担する。負担額については、第6回審議会の財政収支計画の中に含まれている。

3 議題（（1）香川県広域水道企業団水道事業等審議会の進め方について）

事務局より資料1に基づき説明を行う。

《質疑応答、意見等》

特になし。

議題（（2）料金水準・料金体系について）

事務局より資料2に基づき説明を行う。

資料2の23ページ「料金体系検討案」の説明後、会長より会長資料に基づき補足説明を行う。

事務局より資料2の24ページ以降について説明を行う。

質疑応答の前に会長から、以下の発言がある。

【会長】

審議に入る前に、「料金統一及びその後の料金改定に関する想定スケジュール（案）について」という資料をご覧いただきたい。これは、企業団の令和10年度料金統一のスケジュールとその後の料金改定に関する想定スケジュール案である。今回、令和10年度で料金算定期間3年から5年ということで検討しているが、その後の料金改定のスケジュールも含めて考えていく必要があるのではないかとということで用意したもので、料金算定期間3年4年5年の場合に次回料金改定のスケジュールがどのようなになるかというのを具体的に考えてみたものである。例えば、料金算定期間3年の場合、令和10年から12年度料金算定期間とすると、この間に財政収支の見通しや結果を踏まえた上で、令和13年度4月に料金改定を行う必要がある。もちろん次回は料金改定せず、据え置きの場合もあるが、いずれにしてもその判断をする必要がある。これを逆算すると、前年度の令和12年度の例えば上半期には答申を行い、秋に給水条例を改正する、さらに逆算すると、審議期間は概ね1年程度かけて諮問答申とすると令和11年度の上半期に諮問するということになるが、その前年度の令和10年度にはもう令和13年度の料金改定に向けた準備作業を行わないといけない。事務局の説明では、統一料金後の最初の決算である令和10年度決算が令和11年6月中旬頃にまとまるが、令和11年度に審議会に料金改定の諮問をしようとする、令和10年度決算が十分検証されず次回料金改定の審議に入らなければならない可能性があるというスケジュール感となる。料金算定期間が4年になると、1年分やや準備期間、検討期間が取れるということになる。算定期間5年になると、もっと準備期間は取れるが、一方で最近の物価や人件費等々の上昇を鑑みると、今回審議中の令和10年度料金体系のままで令和14年度までやっていけるのか、場合によれば、5年間の算定期間中に料金改定を行う必要も出てくる可能性があるということをご理解いただければと思う。

次に、先ほど6つの案について事務局から説明があったが、今回の審議会では、どれか1つに絞り込むことはしないというふうにさせていただくということだが、以下の点を中心に各委員のご意見をお伺いしたい。

1つ目に、第2回審議会で示された留意事項、「水道事業は持続可能な施設整備を行う」、「必要な料金水準の設定は中長期的な視点も考慮して行う。」、「法制度等を踏まえた料金設定を行う。」について、今回の統一料金がこれらに対応したものとなって

いるかどうか、特に世代間の負担の公平性などにも配慮されているかということ。

2 つ目に、「料金統一及びその後の料金改定に関する想定スケジュール（案）」について、先ほどご説明したようなそれぞれの算定期間について課題等もあるが、それらについてどう考えるかということ。

3 つ目に、事務局からも資料 2 の 24 ページの「ご意見をいただきたい事項」に記載されているように、料金体系に係る「検討案 1」及び「修正検討案 3」と 2 つの案が示されているが、それぞれを口径別、使用水量別に比較した料金の差や分岐点、具体的な金額を見ての印象など、併せて、検討案別・メーター口径別・料金算定期間別・使用水量別による水道料金の試算についての具体的な数字を見ての印象などを念頭に、ご意見をいただきたい。また、これに限らずご意見をいただきたい。

質疑や意見は次のとおり。

《質疑応答、意見等》

【委員 B】

水道事業の持続可能性や世代間の公平性については、持続可能性及び公平性、そして法制度を踏まえた料金設定が行われているというふうに感じている。

算定期間については、3 年と 4 年で大体小口径の一般使用者では月額 100 円程度しか変わらないということで、そんなに大きな金額の影響はないが、27%改定と 30%改定ということで、利用者からすると 30%改定というところすごく上がったなという印象を受けるので、算定期間 3 年の方が県民の理解は得やすいと思う。ただ 3 年では次の改定までに慌ただしく料金計算を行い、新しい料金改定の審議をしなければならないというスケジュール感からすると、3 年は難しいのかなと思う。3 年 4 年 5 年のいずれをとってもそんなに大差がないので、県民への説明を丁寧に行うということが必要である。

料金体系の検討については、どちらの案も大きな差異がないように感じる。検討案 1の方が分かりやすいという印象を受けたが、修正検討案 3の方が基本料金の割合が少し高いので、これからの時代を考えるとこちらの方が水道事業の長期的な安定運営のためには良いとも考えられる。いずれにしてもどちらの案でも大差ないが、強いて言うのであれば、算定期間 3 年、料金体系は検討案 1 という意見である。

【委員 C】

第 2 回審議会で示された留意事項については、細かいところはなかなか真に公平性が確保できるかという判断は難しいと思うが、この議論の中では概ね公平性に配慮できていると考えている。

統一料金のスケジュールについては、算定期間 3 年ではその結果である令和 10 年度決算を確認する前に検討に入るとということで、今後も（料金見直しを）3 年スパンで繰り返していくことになると思うので、少なくとも新しい料金になって

から1回目の決算を見たいと思うので、それを考えると算定期間3年というのは少し考え難い。算定期間4年か5年ということになるかと思うが、デメリット等々の一番少ないところで算定期間4年がいいのではと思う。

料金体系については、私もほとんど差がないなと感じた。逓増度を考えて大口の方にも配慮する、先ほどの公平性という観点からすれば、おそらく修正検討案3の方がそこに対応しているということなので、修正検討案3の方が良いのではと思う。

検討案別、メーター口径別云々については、正直そんなに大きな差がない。

意見として、一般の方からみると、(料金改定の議論では)現行料金と比較して料金が700円上がったとか800円上がったとか、値上がり額に対して関心を持たれると思うが、昨今、能登の地震以降、災害時に水をいかに確保するかというところを意識できているか、熊本地震や東北地方の太平洋沖地震といった震災にあわれた地域ではおそらく危機意識が高いと思うが、香川県では県民の水に対する危機意識は低いと思う。料金が100円、200円上がるといった金額面を中心に議論するよりも、何か起こったときにしっかり対応できるということを考えるならば、そのためには多少ご負担いただくことについて県民の方にご理解を求めるということを優先的に考えて、しっかり説明していくことがよいと考える。

【委員D】

公平性については、問題ないと思う。

料金算定期間については、少し慌ただしいスケジュールにはなると思うが、最近災害とか色々なことが起こっているので、短めの方が安心感はあるのかなということで、算定期間3年と考えている。

料金体系については、検討案1については現行の高松の料金体系の逓増度をやや緩和したものとなっており、一方で修正検討案3については水道事業の安定を考えたものとなっているが、大きな差異はないのでどちらの案でもよろしいかと思う。

【委員E】

公平性については、「まあそうではないかな」という印象です。公平性の議論について、小さい口径は消費者が対象となるので、この議論に上ってくると思うが、大きい口径の方はどう思っているのか、置き去りにされていないかなというのが少し気になるころではある。

統一料金の算定期間について、早い方がいいとは思いますが、統一後の決算はやはり一度確認した方がいいのではと思うので、そうすると算定期間4年かなという印象である。

料金体系云々については、大差がないのでどちらでもいいと思うが、どちらかということであれば、修正検討案3と思う。

水道料金の具体的な試算数値を見ての印象云々については、分からない。

【委員 A】

「水道事業が持続可能な施設整備を行う」、「必要な料金水準の設定は、中長期的な視点も考慮して行う」、「法制度等を踏まえた料金設定を行う」への対応については、対応していると思う。ただ気になるのが、今回は水道料金の統一という部分があるので、各市町の方々に対してはかなり値上げ率が増えたり減ったりするんじゃないかなと。高松市の料金をベースにしていることは当然ではあるが、他のところで改定率が高いところもあるのではないかと、という点で気になる。

料金算定期間については、今回はまず県内統一料金を決定することが最重要課題であると思っているので、基本的には料金を抑えたいと考える。高松市が 27%改定とか 30%改定であっても他の市町にとってはそれ以上の改定率もあり、これらのバランスを考えてできるだけ値上げ幅を抑えたいということから算定期間 3 年が好ましいかなと思う。算定期間 3 年にした場合、次回の改定スケジュールが非常にタイトであるということだが、財政収支見直しについては毎年行っており、ある日突然事業費が増えるというようなことは考え難いので、算定期間 3 年であっても過年度分についてしっかり確認しておけば推定が比較的容易でないかなと思うので、算定期間 3 年が好ましいと思う。

料金体系については、どちらでも説明ができるかなと思う。水道使用者のうち水量 20 t ぐらいを使う方が多いと思うが、そういった方向けでは検討案 1の方が安くてもいいのかなと思う。一方、今後水道の使用量が落ちる関係で基本料金を上げることが安定事業に資することになるという観点では修正検討案 3の方がいいのかなということで、これについてはどちらでも理由が説明できると思う。

検討案別、メーター口径別等については、特段の意見はない。

以上から算定期間については 3 年が好ましく、料金体系については検討案 1でも修正検討案 3でもいいと思う。

【委員 F】

(公平性等の) 留意事項はきちんと留意されていると思うし、世代間負担の公平性についても配慮されていると思う。ただ別の委員も言われたように、各事業体において差が出るのは考慮した方がいいと思う。

料金統一のスケジュール感については、短い方がいいとは思いますが、準備作業の難しさはあるとは思いますが、途中でちゃんとしたデータが出てくれば諮問にも問題はないと思う。ただ一度期間を決めてしまうとずっと(同じ算定期間で)続けるということになると、毎回算定期間 3 年というのは、ちょっと改定頻度が多いのかなと感じる。なので、初年度については統一料金の後のため、昨今の状況を見ると算定期間 3 年がいいと思うが、次の改定は少し長く見る方が安定するのかなと思う。

料金体系の検討について、どちらも大差ないが、基本料金の割合を上げた方がいいという大きな流れから行くと修正検討案3の方が好ましいのかなと思う。

メーター口径別の試算について、気になったのが例えば資料2の19ページの基本料金と従量料金の比率だが、口径150mmだけが口径200mmよりも急にどんと下がっていることが気になった。

【委員G】

料金算定期間については、やはり短めでしっかり状況把握しながら反映させていくのがよろしいかと思うが、算定期間3年は早いかなという感じがするので、算定期間4年ぐらいが適度ではないかなと思う。

料金体系は、修正検討案3で基本料金割合を高める方が今後の安定性に関しても適切ではないかなと思う。ただ、おそらく収入を一定にして料金シミュレーションされているために逡増度はかなり緩和されてしまって大口に有利なようになっているのではないかなという点については多少危惧している。例えば資料2の15ページの一番下にベースの試算があるが、13mm、20mmの方で20m³を使うことで試算されているが、他の資料を拝見すると、このぐらいの口径を使っているのは15m³までで半数以上占めるということになるので、料金シミュレーションの段階でもより現実に近い値を出して検討された方がよろしいのではないかという点は少し心配に思った。このように収入の上限を決めて料金シミュレーションされるという方針で、そうせざるを得ないということは十分理解できるが、今の物価高等を反映してない形で決めてしまうというのは、今後の料金改定の際に、今の検討幅（改定率の予想幅）よりも大きく上げざるを得ない、本当は上げないといけないのだけれども諸事情を勘案して結局下げざるを得なくなって、そうすると根本的な水道事業の維持可能性みたいなものに関して、このまま進められるのかという心配はあるので、この案のなかで選ぶとすれば修正検討案3で、基本料金を高めるということに賛成するが、もう少し柔軟なシミュレーションやご検討いただいてもよろしいかというふうに思った。

【副会長】

今回の料金算定全般に関してだが、安全、持続、強靱という観点から審議をしてきた。そのなかで、個人的には内部留保資金30億円というところで計算してきたところについては、以前の会議の中でもう少し積み増しをした方が健全性とか高くなるのではないかという意見を述べた。ただ、これに対して災害時を含めてもしっかり吟味をした結果、十分対応できる水準ですという回答もいただいたという点を鑑みると、今回の審議で示されている数字全般としての安全、持続、強靱、あるいは世代間の公平性などについても十分配慮された形では仕上がっており、このまま議論を進めていいかなと思っている。

続いて、今後のスケジュール並びに料金統一の関係についてだが、確かに算定期間 3 年、4 年、5 年として、確かに実務上一度も決算値等の明確なデータが出ない中で、次の料金改定に着手することは少し疑問があるということ、それと他方で事務作業のスケジュールについては、これは実務の問題なのでここに重きを置くとちょっと判断が誤るのかなと思うので、これについては料金算定期間 3 案のうちどれにするかという意見において、併せて意見を述べたい。

まず料金算定期間 5 年については、現在の物価上昇インフレなどを加味するタイミングが先送りされてしまうという点で、健全経営からちょっと逸脱するというか、ちょっと微妙な問題が残ることから控えた方がいいという意見を持っている。それに対して、算定期間 3 年については、私が以前の会議で、料金を安くするとしたら期間を 3 年という形で短くすることによりおそらく料金下がる可能性があるという意見を述べた。結果、このような数字を試算、提示いただき、予想通り安くはなった。ただ、確かに算定期間 3 年の改定率 27%と算定期間 4 年、5 年の改定率 30%台では水準としては大きく変わるようにも見受けられるが、実際の負担額ではあまり大きな金額の差異はない。こうしたことを鑑みると、算定期間 4 年ということが現実的ではないかなと思っているところである。この算定期間 4 年については、地方自治の制度として、様々な計画ものが 4 年という形で動いている。また、水道、下水道は電気事業やガス事業と同じ公益事業という観点から料金決定がなされているが、現在、電気、ガスは自由化がなされたので料金の変動は都度行われているが、自由化以前では、電気、ガスも概ね 4 年、特に民間企業が経営委託しているという点もあって、経営陣任期 1 期 2 年、2 期 4 年のサイクルで行われていた。このようなことを鑑みると、現在、水道事業では非常に経営環境が厳しくて、他方で経営基盤の充実強化、耐震化、災害対策などをしなければいけないということを見ると、算定期間 4 年ということを実原則的に考えることによって進めればいいのかではないかなという意見を持っている。

この算定期間 4 年の案の中で、資料 2 の 16 ページに検討パターン②として、算定期間 4 年、改定率 30.5%が示されているが、この中でいずれの案も総括原価の枠組みの中で計算されるので合理的だとは思われる。ただ、今回の料金統一の趣旨、目的から考えると、修正検討案 3 の方が検討案 1 と比べて 13 mm等の単価が数円高くなってはいるが、水道事業の健全経営の観点から、この数円の差は十分理解が得られるのではなかろうかと思うので、修正検討案 3 を中心に考えられたらよろしいかなと思う。なお検討案 1 を採った場合には、資料 2 の 16 ページ下の段に逦増度として 5.49 もしくは 1.81 として修正検討案 3 よりも高くなっているという点では多少理論から逸脱していて、やはり修正検討案 3 の方がいいかなとは思っている。ただ、この部分は、検討案 1 は使用水量 1t から 10 t などの小口部分を配慮した結果が大口の水量帯に寄っているという点で、計算上、逦増度が高くなっているが、これが絶対的に認められないかといったら、許容範囲には収まってはいると思われる。まとめると、算定期間 4 年で修正検討案 3 を中心に

しながら、場合によっては県民への配慮といった観点から検討案1ということもあり得るかもしれないということである。

【会長】

私から発言させていただく前に、先ほど、F委員から「今回の料金算定期間を一旦仮に3年としたら、その後も3年間となるのか」という懸念について、今回算定期間3年だから次も必ず算定期間3年でないといけないって話ではないと思うが、事務局の見解はいかがか？

【企業団】

会長のご意見のとおりである。他の事業体も（算定期間が）一度決まると同じ期間でいくことが多いが、これについては必ずしも同じ算定期間が続くというのではなくて、そのときの状況を見ながら、特に今の経済状況等を鑑みると、臨機応変に対応していくことがよいと思っている。

【会長】

料金算定期間について、算定期間3年、4年、5年ということで料金改定率が27%とか33%程度ということになるが、この審議会で最初の頃に2段階で改定するか、1段階の改定（一括改定）かといった議論があり、やはり2段階改定となると料金改定を頻繁に行うというふうなことになるのでそれはやめた方がいいのではないかというご意見が多かった。これらのご意見を踏まえると、できるだけ頻繁な料金改定を避けるというのが一つと、先ほどご説明させていただいたが、今回は料金を統一することなので、その成果がどうなったのかという結果を十分に考察した上で次の料金改定に向けていくべきだということになると、算定期間3年は短いかなってというのが個人的な意見である。一方で、算定期間5年は今の経済情勢、それから現時点から令和14年度っていうとずいぶん先になるので少し長すぎるため、その間の影響もいろいろ出てくる可能性があるので、基本的には算定期間4年を軸に考えていくのがいいのではないかなという意見である。

料金体系については、基本料金の割合を高める、すなわち修正検討案3の方が今後の水道のあるべき姿を考えていくと、先ほどご説明したように、これから使用水量がどんどん減っていくという局面においては、従量料金に依存しているとますますその影響を受けてしまうという日水協の報告もあるが、そういう観点からすると修正検討案3の方が比較すると相応しいのではないかなというふうに思っている。

一通り、各委員の皆様からご意見を伺ったが、追加のご意見があればお願いしたい。

（追加の意見無し）

閉会前に会長から、以下の発言がある。

【会長】

本日の議題を終了する前に、会長として発言させていただきたい。

(料金算定期間と料金体系) 各案の比較について、それぞれの案には長所短所があるが総じて比較して、各案に極端な差はないと考えている。

次に、これまで全国的な傾向として、消費税率の引き上げを除いて、多くの事業者は水道料金を長期にわたって据え置いてきたところだが、それでも料金を改定せずにくられた主な要因というのは、一般的な建設投資の抑制による支出の減少、それに合わせて減価償却費の増加の抑制、借入金利の低下による支払利息の減少、それから職員を減らすことによる人件費減少というのが主なものだったと考えている。また、水需要の減少も現状に比べると緩やかであったということ。それからさらに経営状況が悪化した場合には一般会計からの繰出が行われたケースもあった。一方で最近においては、今年1月の第7回審議会の会長説明資料のとおり、企業団の8市8町においては、年を追って料金回収率が100%を切る市町が増加する傾向にあり、令和6年度のデータでみると、料金回収率100%を上回っているのは琴平町、坂出市、三豊市及び高松市のみであったというような状況であり、今後ますます厳しくなるのではないかなと考えている。最近、人口データが示されていたが、香川県も総人口で90万人ちょっと上回るぐらいまで減ってきている状況もあり、今後、水需要がますます減ってくることが見込まれる状況の中で、どう基盤強化等を図っていくかという課題に取り組まないといけないと思っている。

それから、最近の水道事業を取り巻く経営環境の変化については、水道施設の老朽化や地震等への災害への対応、それから最近の物価、人件費、借入金利等の上昇を鑑みると、以前のように一旦料金を改定すれば、中長期にわたって料金改定をしなくても済むという状況にはなく、水道事業への一般会計からの基準外繰出しというのは厳しく制限されており、赤字になれば一般会計の方から何か支援してもらえばいいのではないかとすることはもう許されないという状況になっているということである。

事務局に対しては、本日の審議会における各委員のご意見とともに、先ほど述べた発言を添えて、構成団体に対して統一料金のあり方について、特に料金算定期間、料金体系についてご意見を聞いていただきたいと思いますと思っているので、よろしくお願ひしたい。

4 閉会